

令和2年4月24日

令和2年度前期の教職課程の基本方針

教職課程委員会

【全般的な方針】

①「教員」の仕事は日本の未来をつくる子どもを鍛える・励ます仕事である。「新型コロナウイルス対応」の厳しい環境下にあるが、北海道大学の教職課程は可能な限りの質の維持を、担当教員にお願いしている。

②履修者も厳しい事態下であることに留意し、真剣に履修を進めてほしい。

【掲示・連絡】

「緊急事態宣言」の発出（学内閉鎖）との関係で、教職課程に関わる「リアル窓口」が閉鎖状況にある。

教職課程の掲示や連絡については、教職課程専用の web 掲示板を開設することを目指しているが、当面は教育学部・教育学院のホームページの「NEWS」において掲示・連絡を行う。ガイダンスや手続き等の教職課程に関する情報はここに掲示する。各科目の講義については、ELMS の講義グループを確認して、情報を入手してほしい。

教職課程の履修者は、自ら進んでアクセスして掲示を確認する努力をしてほしい。

【ガイダンスへの参加等】

ウェブ上で行う。参加者は ELMS 上に設定された「一般グループ」から、各種ガイダンスを選択し、登録申請を行うこと。ガイダンスへの参加（資料の閲覧）と質疑は、ガイダンス・グループで行う。弾力的な対応に限界があるため、進んで行動してほしい。

【授業の実施】

①「メディア授業」（「対面授業」でないもの。オンライン授業や、授業担当者によってはオンデマンドの教材の配布課題への応答を行う場合もある）は、質が低下しないような運用に努める。

②「緊急事態宣言」が解除され、「対面授業」が可能となる事態もあるが（「対面授業」への移行指示は授業担当者から行われる）、授業担当者は安全に配慮するものとする。教室は、定員の4割の使用を上限とする。講師はマスク着用（前面は2メートル以上空ける）、学生もマスク着用を徹底する（手製のマスク、ハンカチマスク等の工夫をすること）。

③「緊急事態宣言」の発出は、前期期間中も数度行われる可能性もある。その場合、ひと

つの科目で、「メディア授業」と「対面授業」が混在する場合もある。担当教員の指示に従うこと。連絡は、ELMSの講義グループ欄で行われる。

【履修時の時期の考慮について】

履修者は、次年度以降でも履修可能な場合は、次年度に履修することを勧める。ただし、計画的な履修の追求は放棄しないでほしい。また教育実習については、今年度実施が難しい場合が生じている。その点については、末尾の教育実習と教職実践演習の履修の項目を良く読むこと。

【授業日程】

前期授業は5月11日開始、8月21日終了を基本とする。具体的には授業担当者の指示による。

【授業形態】

①「メディア授業」（「対面授業」でないもの。オンライン授業を主とし、課題への応答を行う場合）の場合

教職課程としての授業の質を維持するために、授業の課題レポート以外に、科目修得を確認する課題を適宜課す。また、単位認定については厳格に行う。

具体的な指示は、各授業者が行う。

②「対面授業」の場合

免許課程であることに鑑み、「緊急事態宣言」発出中（行動指針「レベル3」）から「レベル2」に緩和されても6月末まではオンラインのみで実施することとなった。7月以降、「対面授業」（複数教室の同時展開。サテライト教室も利用した形）を行う場合もある。健康面に不安があり、授業参加できない場合は、別途相談してほしい。

※ 安全面の配慮については上述。

7月以降に、再度「緊急事態宣言」が発出された（行動指針が「レベル3」に引き上げられた）場合はこの限りではない。「対面授業」を中止し、「メディア授業」（「対面授業」以外）に切り換える。

※ 行動指針が「レベル4」となった場合は休講とする。

【教育実習と教職実践演習の履修】

教職課程最終年次の学生は、教育実習が行われるかどうかで心配になっていると思う。しかし、各都道府県教育委員会、市町村教育委員会、各校長会そして学校が実情に則してその実施（延期、「新型肺炎」の拡がりや抑制できない時は中止）を決めるものである。

また、現在の制度を前提とする限り、教育実習が省略される可能性はないと判断する。ただし、期間の弾力化と実施期間の短縮化の可能性はあると思う。この見通しも現時点のものであり、「新型肺炎」の拡がりを抑制できるかどうかによって、決まってくる。

将来の職業が教員であると決意した学生にとって、教育実習の時期を大学院入学後へシフトする考え方もあるだろう。しかし、現在は教職員免許法が「旧」から「新」への切り替え時期にあたる。大学院へ進学後は、新免許法の履修基準に切り替わることになる。その際、追加的に履修が求められる科目が生じることに留意しておいてほしい。

具体的な話については、個別の相談に乗りたいと思う。

事態が好転し、教育実習が後期に可能になった場合で、教職実践演習の履修とぶつかる場合は、教育実習を優先すること。教職実践演習の開講の弾力化について、検討する予定である。但し、教職実践演習は教職の「仕上げ科目」として必修化された経緯をもつことを考慮し、質の維持に留意した体制で臨みたい。

連絡先:教職課程委員会 浅川和幸

asakawa@edu.hokudai.ac.jp

教育学事務部教務担当

edkyomu@edu.hokudai.ac.jp